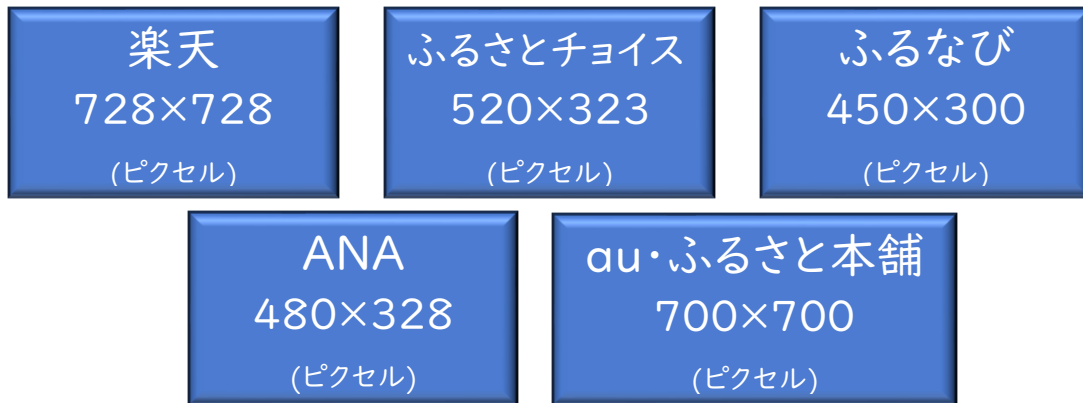


佐賀市ふるさと納税返礼品登録申請における提出画像について(写真等)

返礼品の画像等(推奨)



※画面寸法はサイトによって正方形やヨコ型など推奨サイズが異なりますので、上記の通りのサイズをご提出ください。

※情報誌への掲載や広報等にも利用するため、高解像度の画像をご提供いただければ幸いです。

※加工・合成画像・お礼品以外のロゴ、商標が写りこんでいる画像・内容、個数等が返礼品と異なり、誤解を与えるような画像は禁止とさせていただきます。

※ファイル形式はJPEG (.jpg) をお願い致します。

【画像の著作権について】

著作権のある著作物を無断で使用すると著作権法に抵触し、10年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金に問われる事があります。

画像を無断で使うこと、勝手に改変すること、許可なく公開する事など、これらすべてが著作権侵害に当たりますので十分にご留意ください。

1、掲載する画像は、利用する権利を有するものに限りします。

- 【例】
- ・自分で撮影して著作権を持つ画像
 - ・第三者に委託して撮影し著作権の移転を受けた画像
 - ・第三者から利用の許諾を受けた画像
 - ・画像を利用する権利をもっている事が明らかな画像

2、著作件者より許諾を得ているものであっても、第三者が著作権を持つ画像を利用している場合は、当該画像の権利者や許諾の条件等の情報を記録として管理します。

また、佐賀市がその記録の提出を要請した場合、許諾を得ていることの根拠資料を提出いただく場合があります。

3、お礼品の画像でないイメージ画像を使用している場合には、それが分かる記載を行うこと。

- 【例】 「画像はイメージです」等の記載